

令和 6 年度酒田市行政組織機構の見直しについて

総務部市長公室に移住定住・関係人口係を設置

- 地域創生部地域共生課から移住に関する業務を市長公室に移管し、移住定住に加え関係人口対応を含めて取り扱う部門として移住定住・関係人口係を設置する。
- ・広報広聴係に、若者の意見を聴く場づくり、シティプロモーション（シビックプライドの醸成等インナープロモーションを含む）業務を追加し、行政経営係及び移住定住・関係人口係と連携して推進していく。
- ・行政経営係は、市長の新たな特命事項、民間事業者提案制度、総合支所体制の見直し及びスクールコミュニティ推進の調整などを担当する。
- ・行政経営係が担当している表彰事業等は総務課総務係（現法制係）の業務とする。

総務部総務課と企画部情報企画課を統合

- 効率的、効果的な行政組織体制とするため、企画部情報企画課を総務部総務課に統合し、法制係を総務係に、情報企画係を情報システム係に名称変更する。
- ・財産管理部門は管財係とする。

総務部人事課に人事制度改革室を新たに設置

- 人事制度（採用・研修・評価・異動・昇任）の効果的サイクルの構築及びグループ制など新たな組織体制の構築を戦略的に展開するため、人事制度改革室を新たに設置し、市民の幸せを実現する市職員の人材育成を大きく進展させる。
- ・総務課から組織に関する業務（組織改編等）を人事課に移管する。

総務部財政課にアセットマネジメント係を新たに設置

- 総務課資産経営係が担当しているアセットマネジメント業務（公共施設の適正化を含む）を財政課に移管、同課にアセットマネジメント係を新たに設置し、財政健全化と併せて公共施設の適正化を強力に推進する。

企画部企画調整課へのローカルSDGs推進室の新設並びに情報企画課デジタル変革戦略室及び統計係の移管設置

- 庁内横断的にローカルSDGsの取り組みを推進するため、企画調整課にローカルSDGs推進室を新たに設置する。
- 情報企画課からデジタル変革戦略室を企画調整課に移管設置し、企画調整係（各部政策立案担当）と連携しながら、デジタル化と政策を一体的かつ戦略的に推進する。
- 同じく情報企画課から統計係を企画調整課に移管設置し、政策統計業務を新たに担う。

地域創生部地域共生課を市民部共生社会課とし、合わせて所管業務を再編

- 市民生活の中での共生社会実現を加速するため、地域創生部地域共生課を市民部に移管し、共生社会課とする。地域創生部は、産業振興及び交流観光振興を充実強化し、その成果を拡大していく。
- ・地域創生部地域共生課が担当している移住部門を総務部市長公室に移管する。
- ・企業振興と合わせ女性活躍を一体的に推進し効果を拡大させるため、地域共生課が担当している女性活躍部門を商工港湾課に移管し、同課の雇用対策係を人材活躍推進係に名称変更する。



- ・地域創生部交流観光課が担当している国際交流部門（都市間交流、国際交流協会等）の市民部共生社会課への移管と合わせ、地域創生部地域共生課から移管された男女共同参画係を男女共同参画・多文化共生係に名称変更する。国内交流部門については交流観光課の所管（総合支所所管を除く）とし、交流事業係を交流観光事業係に名称変更する。
- ・まちづくり推進課が担当している人権部門及びボランティア活動・公益活動支援部門（公益活動支援センター含む）を共生社会課に移管し、同課に公益活動推進係を新たに設置する。

健康福祉部福祉企画課を地域福祉課に名称変更し、新たに福祉総合相談係（窓口）を設置 地域生活支援拠点等の相談機能として、新たに基幹相談支援センターを設置

- 福祉企画課を地域福祉課に名称変更、現在の総合政策係及び地域福祉係を廃止し、新たに福祉総合相談係を設置する。また、障がい福祉係に基幹相談支援センター機能を持たせる。
- ・福祉総合相談窓口を新たに設置し、ひきこもりや8050問題など単一の相談窓口では受け止めるのが難しい複雑・複合化した課題などを抱える世帯の相談を受け止める体制とする。加えて、高齢者、困窮などの各分野の既存の支援機関では対応が難しい課題を抱える世帯に対して、各分野の支援機関が一つのチームになって支援を届けられるようつなぎや調整等を図り、包括的な支援体制の構築に取り組む。
- ・基幹相談支援センターを新たに設置し、障がい者の地域における相談支援、令和6年度から開始予定の「地域生活支援拠点等」の相談機能として中核的役割を担う。

健康福祉部健康課の新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策室を廃止し、当該業務を健康課保健予防係に移管する。

農林水産部農政課の複合経営振興係を生産振興係に名称変更

- ・複合経営振興係を生産振興係に名称変更し、農業分野における環境・持続可能性に向けた国内外の動きに対処するため、「環境保全型農業の推進」を同係の業務内容に位置付ける。併せて、複合経営振興係が担当している「中山間地域直接支払事業」を総合農政係に移管する。

上下水道部工務課に下水道施設係を新たに設置

- 水道事業の統合に向けて、上下水道部工務課の管路係、施設係から下水道に関する業務を分割し、新たに下水道施設係を設置する。

教育委員会企画管理課のスクール・コミュニティ推進室を学区改編・義務教育学校整備室に名称変更

- ・今後、学区改編を積極的に推進するとともに、義務教育学校施設の建設を進めるため、「スクール・コミュニティ推進室」を「学区改編・義務教育学校整備室」に名称変更する。
- ・スクールコミュニティ（まちづくり）については、市長部局（市長公室、まちづくり推進課）、教育委員会（企画管理課、学校教育課、社会教育課）が連携して担っていく。

危機管理監を総務部から分離（独立）し、権限を明確化

- ・総務部から危機管理監を分離し、部に属さない部長級職員として採用（発令）する。
- ・規則により、危機管理監の職務内容及び権限を明確化する。
- ・危機管理監は、市の危機管理に関する一切の業務について責務を有するとともに、危機管理業務に関し危機管理課を統制する。



その他の見直し

- ・ 企画部都市デザイン課都市デザイン係をまちなかデザイン係に名称変更する。
- ・ 地域スポーツコミッションの設立及びスケートリンクの整備については、教育委員会スポーツ振興課の業務とする。同業務については重要施策として、企画部企画調整課が連携して対応する。
- ・ 総務部市長公室が担当している「北の若を応援する会」の業務を教育委員会スポーツ振興課に移管する。

